

令和7年度第1回「新居浜市人権尊重のまちづくり審議会」会議録

- 1 日 時：令和7年9月1日（月）14時00分～15時05分
- 2 場 所：消防防災合同庁舎5階 大会議室
- 3 出席者：16名
越智 克範 委員、片平 恵美 委員、本田 郁代 委員、久石 保 委員、
亀井 夏代 委員、神野 啓 委員、神野 恵子 委員、白川 達也 委員、
三木 由紀子 委員、石倉 理恵子 委員、原 寿也 委員、沼田 博之 委員
鴻上 基志 委員、篠原 弐嘉 委員、青木 隆明 委員、沢田 友子 委員
欠席者：5名
吉武 禎子 委員、宮前 港 委員、原 直人 委員、小野 浩二 委員、
羽田 雅晴 委員
事務局：人権擁護課 鍋井 慎也、越智 憲一、岡田 恵実
- 4 傍聴者：なし
- 5 協議題：（1）「新居浜市人権施策基本方針」第三次改訂（案）について
（2）その他
- 6 議事内容

会 長： 皆さん、こんにちは。定刻がまいりましたので、ただ今から「令和7年度第1回新居浜市人権尊重のまちづくり審議会」を開催させていただきます。私は、当審議会の会長の原でございます。本日の会議を、委員の皆様方のご協力をいただきながら、円滑に進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

まず、会議の公開につきましては「新居浜市審議会の公開に関する要綱」第3条の規定により原則公開することとなっており、傍聴を認め、会議録を公開することといたしておりますので、ご了承いただきますよう、よろしく願いいたします。ただし、今後審議の内容によっては、会長が審議会に諮り、非公開にすることもございます。それではお手元の次第に従いまして、会議を進めさせていただきます。まず、開会にあたりまして、沢田市民環境部長がご挨拶を申し上げます。

部 長： < 挨拶 >

会 長： ありがとうございます。次に本日の会議でございますが、「新居浜市人権尊重のまちづくり審議会規則」第5条第2項の規定により、会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができないこととなっております。本日は、委員総数

21名に対して15名の出席となっており、過半数に達していることをご報告いたします。この審議会については「新居浜市人権尊重のまちづくり条例」第10条の規定に基づき設置され、市長の諮問に応じ、条例第8条第1項に規定する人権施策に関する基本方針の策定にあたり、審議会委員の皆様からご意見をお聴きすることとなっております。本日の会議では、「新居浜市人権施策基本方針」の第三次改定案について、委員の皆様を活発なご意見を賜りたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

本日は、吉武委員さんにつきましては、欠席のご連絡をいただいております。また、越智委員さんにつきましては、遅れて出席のご連絡をいただいておりますので、ご報告いたします。それでは早速議題に入りたいと思います。本日の議題1「新居浜市人権施策基本方針第三次改訂（案）」についてですが、まず、今回の改訂の趣旨について事務局から説明をお願いします。

事務局： <資料に基づき説明>

会 長： ただ今、事務局から説明のありました「新居浜市人権施策基本方針」の第三次改訂の趣旨につきまして、ご意見やご質問等はありませんか。

<意見なし>

それでは今回の「新居浜市人権施策基本方針第三次改訂（案）」につきましては、事務局からの提案のとおり、現在の基本方針からの修正項目等に関する説明を事務局から受けた後、その内容について、ご検討、ご協議いただくことでよろしいでしょうか。

<意見なし>

それでは、事務局から「新居浜市人権施策基本方針第三次改訂（案）」の内容に関する説明をお願いします。なお、資料が多いため、はじめに「基本方針の概要」「基本方針」「推進体制」の改訂について説明をお願いします。

事務局： <資料に基づき説明>

会 長： ただ今、事務局から説明のありました「基本方針の概要」「基本方針」「推進体制」の改訂について、ご意見やご質問等はありませんか。

委員： 資料の中で気になった部分が、6Pの「総合的な施策の推進」の中の「(1)あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進」の中で「実践的かつ」と文言が入っているのですが、具体的にどういうことをいわれているのか。それとも一つ「(3)人権相談体制の充実及び人権救済体制の早期確立」の中で、新しく「気軽に相談できる窓口の充実」と入っているのですが、充実というのは具体的にどのようなことを指しているのか教えていただきたいと思うのですが。

事務局： (1)の「あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進」の中で、「実践的かつ」と追加した理由は、市民参加型とあるように一緒に推進していくようなことを強調させていただく趣旨です。(3)の「設置」を「充実」に変えた理由についてですが、人権相談の窓口は、現在既に人権擁護課に設置しているので、それをさらに充実して、良くしていくという意味合いで変えさせていただきました。

委員： ありがとうございます。ただ、市民参加型とおっしゃったのですが、中を読んで、具体的に実践的というのがどこを指しているのかわからないんですね。それとも一つおっしゃっていた、窓口の充実について、充実化というのは良くわかるのですが、実際にどこを充実していくのかわからないんですね。その辺ももう少し分かりやすくなればいいかなと思います。

事務局： ありがとうございます。これから分野別施策の方で反映させていきたいと思えます。

会長： 他にご意見やご質問等ございませんか。

<意見なし>

なければ、引き続いて「人権問題に対する分野別施策」の改訂について、事務局から説明をお願いします。

事務局： <資料に基づき説明>

会長： ただ今事務局からご説明がありました「人権問題に対する分野別施策」の改訂について、ご意見やご質問はありませんか。

<意見なし>

委員： 愛媛県人権教育協議会新居浜支部の鴻上です。3点お願いします。

まず1点目ですが、分野別施策の表記についてです。例えば2番目の「子ども」は、人を指した名称ですが、人を分野別の表記に使用するのではなく、「子どもに対する偏見や差別」など、課題を分野別の表記とすると抵抗感がありません。このことに関して検討もしていただきたいと思います。

次に2点目ですが、新居浜市民が人権に関してアクションを起こす大本になるのが、今回改訂される人権施策基本方針だと思っています。そこで、「部落差別」という表現について、皆さんに考えていただきたいと思っています。現在、国（法務省）は「部落差別（同和問題）」、愛媛県（人権教育課）は「同和問題（部落問題）」を推奨しています。そして、この第三次改訂案は部落差別という表記になっています。これには、3つの問題があります。まず1つめは、国や県は2つの表現を併記しているということです。表記が2つあることによって、困るのは子どもです。ある高校の先生がアンケート調査を行ったところ、「部落差別は知っているけれど同和問題は知らない。」という結果が出ました。2つの表現があると、小学校や中学校の担任によって使う表現が異なる場合が起き、子どもが混乱するという問題が発生します。次に2つめの問題ですが、2016年に出された新しい法律「部落差別解消推進法」の中で、国は敢えて部落差別という言葉を使いました。さきほどの国の併記から、部落差別という表現を主として使うということが方針となり、それに対して県は同和問題という表現を主として使うということが方針となります。この整合性のなさが問題です。3つめの問題ですが、同和対策審議会答申の中で「部落という呼ばれ方で差別の対象になった。」ということが書かれています。つまり、部落という言葉は、賤称語になり得る言葉であり、同和という言葉に関しても同じようなことがいえるのが実態です。また、「部落問題」は、差別される側に問題があると誤解を生む可能性がある表現だと思います。ここで、まず考えていただきたいのは、表記を1つにすることです。その意味合いでは、本市改訂案の表記は、部落差別という言葉に統一されています。ただ「部落」という表記でいいのかという問題が残ります。今の子どもたちには、「部落」という言葉自体の説明が必要となります。そして、賤称として使われる実態もある。そうすると、子どもたちにも分かりやすく、賤称として使われることもなく、差別問題の不合理性を言い表せる表現がないだろうか、私ども人権教育課では検討しています。その内の1つが、「地域差別」という表現です。国や県の表記に関わらず、新居浜市として、子どもたちが混乱しない、賤称の対象とされず、この差別を不合理さを言い表す表現について、検討していく必要があると思います。

最後に3点目です。モニタリングは、市の中で正式に進めてられている業務ではなく、必要性を感じ本課が自主的に行っています。そして、我々に貸与されて

いるパソコンでモニタリングするには、スペックの限界が壁となっています。例えばインスタグラムは、容量不足のためモニタリングできず、最も悪質な書き込みの可能性のあるリール動画を確認することができません。また、各SNSに入っていくアカウントやパスワードも、Gmailを利用した独自に得たものです。施策の基本方向に記されるということは、市として正式にモニタリングを進めていくということであり、そのための環境を整える必要があります。少し意味合いは違うかもしれませんが、先ほどの質問にもあった「実践的」ということに、これらも含まれるのではないかと考えます。つまり、モニタリングと記載すると同時に、環境をきちんと揃えていくということが非常に大事だと考えます。

会 長： ありがとうございます。他にご意見やご質問等ございませんか。

委 員： 6Pに「新居浜子ども計画を令和8年3月に策定いたしました。」とあるのですが、8年というのは合っているのですか。

事務局： この人権施策基本方針が令和8年3月に改訂される予定ですが、同じ時期に子ども計画も策定される予定になっています。第三次改訂が公表される時には子ども計画も策定されているということで、現時点では未来のことですが、記載させてもらっています。

委 員： 8年には策定されるという予定で書かれているのですか。

事務局： 現時点で策定に向けて動いているので、書かせていただいております。

委 員： 令和8年3月に、人権施策基本方針の第三次改訂ができるということですか。

事務局： 年末にパブリックコメントを行いまして、その結果を反映させて、最終的には3月に改訂される予定です。

会 長： 他にご意見やご質問等ございませんか。

委 員： 人権問題に対する分野別施策の17Pの用語解説についてですが、*のついてあるものは全て用語解説されるということなのですか。

事務局： はい。そうです。

委員： そうしたら、16Pの「*サポートブック」の説明が無いのですが。

事務局： 「独り立ち*サポートブック」については冊子の名称なので、一つの名詞になります。注釈の意味での「*」ではなくて、この冊子の名称の中で注釈と同じマークの「*」が使われていたので、分かりにくくなっていたと思います。表現を変えさせていただきます。

委員： それと、用語解説については「*」が付くようになるのですか。

事務局： 最終調整しますが、用語の前に付けるような形になると思います。

委員： いくつか抜けている所があると思うので。

事務局： すいません。もう一度確認します。

会長： ありがとうございます。他にご意見やご質問等ございませんか。

<意見なし>

「新居浜市人権施策基本方針」の改訂作業については、「基本方針の概要」「基本方針」「推進体制」及び「人権問題に対する分野別施策」に関して、事務局からの説明があった内容で取り組んでいきたいと思いますが、これについてご了承をいただけますか。ご了承される場合は拍手をお願いします。

<拍手>

ありがとうございます。引き続き、今後の基本方針改訂までのスケジュールについて事務局から説明をお願いします。

事務局： <資料に基づき説明>

会長： ただ今、事務局から説明のありました基本方針改訂までのスケジュールについて、ご意見やご質問等はありませんか。

<意見なし>

今後のスケジュールについてですが、本日の審議会で頂いたご意見や、9月12日までに各委員さんからご提出いただいたご意見を事務局でとりまとめている

だき、10月に次回の審議会を開催致したいと思いますが、ご了承いただけますでしょうか？ご了承されます方は拍手をお願いします。

<拍手>

次回の審議会の日程につきましては、改めて委員の皆様へご連絡させていただきます。

それでは、議題2「その他」に移りたいと思います。せっかくの機会ですので、委員の皆様から本日の議題以外の内容で、何でも構いません、ご意見等はありませんか。

委員：失礼します。社会福祉協議会の白川と申します、よろしく申し上げます。7月に全国的に展開している「社会を明るくする運動」の事務局をさせていただいております。更生に関する運動ですが、愛媛県内の20市町の内、社協が事務局を担っているのは新居浜市だけで、どうも昔の会長さんが保護司だったという経緯があったようです。今年度は7月に、「第62回新居浜を明るくする運動大会」を開催しましたが、開催に際して新居浜市長さんを名誉会長とする「新居浜を明るくする運動推進会議」というものを構成しております。新居浜市地域福祉課さんのほか、教育委員さん、連合自治会さん、老人クラブさん、PTA連合会さん、民協さん、保護司会さんや各種団体の方に推進会議に入らせていただいておりますが、できたら次年度以降、もし良かったら人権擁護課さんにも参加動員や講師関係の考案などの形でご協力賜れますと、社協としても心強いかなと思います。本日の会議には関係ないのですが、今後連携等を図らせていただけたらありがたいと考えております。また、今年度のアンケート結果でも、行政の参加が少ないという市民のご意見等もございましたので、機会をお借りして、意見を述べさせていただきました。事務局レベルにはなるのですが、今後連携を図らせていただければと思いますので、よろしく申し上げます。

会長：他にご意見等ございませんか。

<意見なし>

それでは、皆様のご協力によりまして、本日予定しておりました議題につきましては、全て審議を終了することができました。以上をもちまして、本日の会議を閉会したいと思います。ありがとうございました。